

### 第3回広島市市民後見人の育成・活用に関する懇談会 議事概要

(高齢福祉課長)

市民後見人の候補者の増加に向けた当面の取組の方向性と、当面の取組における関係機関の役割について、御意見があればお願いします。

(松本先生)

支援のイメージの中に後見監督の実施とありますが、監督とはどういうことをするのですか。家裁が選任する後見監督人ではないと思うので、文言の整理が必要ではないでしょうか。

(清水先生)

(成年後見事業運営審査委員会等に) 現在、司法書士だけが入っていないということで、司法書士が加わるとの案が示されています。どういう形で加わっていくかは分かりませんが、様々な部門の講師を担うことや、個別の相談を受けることなど、組織的なお手伝いをすることは可能かなと考えています。後見人の監督をどういう形で考えているのでしょうか。法人後見のイメージと思いますが、本来は、裁判所が後見監督をしており、それを、市などの組織が側面から担うことは基本的にはありません。

(西本先生)

第一段階の図の大きな流れの中で、市民のところから、市社会福祉協議会の生活支援員や民間の施設や福祉事業所での経験というところへ矢印が出ています。研修という意味で整理されているものと思いますが、研修を済まされた市民の皆さんを、それぞれの機関や組織で研修を受けていただくということになれば、この段階で、市民後見の候補者の資質などを責任持って審査する組織が必要になってくると思います。大阪市の場合でも、基礎研修や実践研修の段階で、選考という手続を経ています。

そういうことを考えると、研修を受ければ無条件にいいということではなく、市民後見人に馴染む人かどうか、市民後見人になるための基本的な条件・適性について一定の段階で、客観的に判断する組織があって、初めてこの流れができると思います。

(清水先生)

市民後見の長いカリキュラムを一生懸命クリアしてきた人たちを選別するための基準を明らかにしておかないと、苦勞して研修してきた人に対して説明が大変だと思います。

(西本先生)

そこを明確にしておかないと、大きなネックになる可能性があるので、何らかの仕組みを整える必要があります。

(手島先生)

基礎研修を受ける人は、広く公募するけれども、研修を受ける前や研修を受け終わった後に、市民後見人に限定せず、市民の立場で権利擁護を担う人として任すことができる人であるかどうかを確認する場が必要だと思います。

各論ですが、市社協が法人として引き受けることを前提に考えると、法人として責任を持たなくてはならないので、市社協に一定の権限を与えるような仕組みを入れておく必要があると思います。

そもそも、この基礎研修の後、親族後見の活用等とありますね。これは、市民後見人と

は別に、親族で実際に後見人を担う、あるいは担っている人も勉強して、参考にしてもらおうといったイメージだと思いますが、ということは、基礎研修の受講者には、今まで成年後見に関わったことがない一般市民もいれば、親族後見に絡んでいる人もいるし、実際に施設で働いていて後見人をしたいという人もいます。そういう人は、生活支援員をやらなくても、実践研修を受けて、後見支援員になる道もあると考えていいですね。そういう人が、実践研修を受けた後の矢印の方向が市社協の中に向いていることを考えると、ここにも、市社協が、その人を受け入れるかをチェックする仕組みが必要だと思います。そうすると、第一段階から市社協が担うことが余りにも大きいので、市社協の内部で、きちんと詰める機会と時間が必要だと思います。

**(西本先生)**

私の発言は、市社協の中で、実際にこういう流れで受けた場合に、どういうところに問題があるのか組織内で協議した結果を踏まえたものです。

**(清水先生)**

研修を終えたら何らかの資格を出すけれども、もう一回審査があることを何回も周知しておく必要があります。本人が納得しないまま、勝手に自分たちに合う人だけを選考したというような印象を持たれると、実施する側は大変です。

**(西本先生)**

そういう意味では、大阪のように、成年後見の審査委員会のような体制に三士会も加わって受講者に対する資格審査をして、連帯して責任を持って判断していく必要があると思います。

研修を受けた人が将来の市民後見人の候補者という形になっていますが、実際問題としてはこの後の方が大変だと思っています。後見を実施する中で、当初は想定していなかった案件なども出てくると思いますので、そうなったときに、市民後見人になった人が孤立しないよう、長く続けていくための支援体制や仕組みづくりを、最初にきちんと行う必要があると思います。

**(松本先生)**

当面の取組として基礎研修があり、将来の市民後見人の候補者に矢印がでていますが、基礎研修を受講する人を募集する際に、これを通過すれば最終的に市民後見候補者名簿に一斉に載せるということで募集をするのですか。

提示された当面の取組がどのように変化したら、大阪市をモデルとしたイメージになっていくのか、よく分かりません。

**(広森先生)**

当面、最終的に将来の候補者になる人の数のイメージはありますか。

**(高齢福祉課長)**

今の段階では、数のイメージはありません。

**(広森先生)**

先程言われたような選考の過程を入れるにしても、膨大な数の後見支援員の希望があった場合、6件という現在の市社協の受任件数の中で経験を積むことは、とても負担になるのではないのでしょうか。

(清水先生)

数が多いとフォローが大変です。多分、最初は1人の支援員に何人かついて、研修させていく必要があると思います。

(松本先生)

後見支援員は、法人後見の中で後見実務を経験するということですが、1件の法人後見について、後見支援員というのは何名を想定しているのですか。

(高齢福祉課長)

必ずしも1名に限る必要はないと思っています。実際、基礎研修は、学んだ後でどのように活用されるかという範囲も広く想定しています。

(清水先生)

市民後見だけではなく、親族後見にも参考にしてもらうというような、募集時の広報の仕方が大切です。必ずしも、市民後見人だけを養成することが目的でなく、市が広範な後見の普及啓発を行うために実施するものだということを明示する必要があります。単に市民後見人養成講座として募集したら、後で選別する際に、研修を終えたのにどうして市民後見人になれないのかという話になりかねないと思います。

(手島先生)

この仕組みで始めて、最初の1、2年は人数が一桁だと思います。そのため、モデルを幾つか用意して、例えば、何も関わりが無かった人が定年退職後に学んで市民後見につながっていくことが可能かどうか、親族に研修を受けてもらった結果、どのような効果が得られたかなどを検証してみてもいいでしょうか。

最初の1、2年モデル的に実施して、そこで何か問題点があれば修正するとか、今後の実施の可能性を検証するなど、試行錯誤する期間が1、2年必要だということを想定して周知する。また、受講すれば市民後見人になれると誤解を受けるようなネーミングは極力しないよう心がけるべきです。例えば、「成年後見について学べる基礎研修」というような意識が持てるような名称にして、最終的に市民後見人になる可能性があるというくらいにしておく必要があると思います。幸い、広島県では後見人が不足している状況ではなく、大阪市とは事情が違うので、慎重に、モデルを作るという意味で考えてもいいと思います。

(清水先生)

後見人を選ぶ家庭裁判所は、どのような仕組みで養成されていくのか等を慎重に見ています。市や市社協にノウハウができてくれば、市民後見人が選ばれる可能性もありますが、少し時間がかかると思います。家庭裁判所には、市の検討状況や今後の方向性を報告した方がいいと思います。

(広森先生)

市の主催する研修は無料とするのですか。

(清水先生)

いわゆる職業後見人ではないことを明確にしておかなければいけないので、無料というのはいい方法かもしれない。逆に有料というのも、モチベーションを上げていくためにはいいかもしれません。

市民後見というか、もう少し広い範疇の中で、例えば保佐・補助類型の人を対象に活動していただく可能性もあると思います。相手の意思をふまえて活動する保佐、補助は、あ

る意味正しい姿という見方もできます。

(手島先生)

社会福祉の分野からみた場合は、後見類型についても、本人が何を望んでいるのかを一生懸命探って決めるということにとっても拘ります。

有料か無料かということについては、テキスト代などは、実費負担してもらっていいと思いますが、講師代、会場代のための受講料はとらずに無料にした方がいいと思います。公的な機関が実施・主催して、市民の社会貢献のために行うものであり、また、親族後見人という職業後見人ではない人の資質向上も含めて行うものだからです。民間企業が実施している研修とは違うことをはっきり示し、社会貢献として後見活動を行うのだから、そこに収入を求めるのではなく、市民である自分たちが、判断能力の低下した人の意思決定にきちんと関わって支援をするというボランティアだという真意をはっきりさせるためには、無料講習でやるというのが筋だと思います。

(清水先生)

逆に言えば、後見人報酬もないということですか。

(手島先生)

報酬なしで後見活動を行うというハードルをつけたほうがいいと思います。

(清水先生)

基本的に複雑案件は受けないけれども、自分も一緒に生きていくという中で、その人を助けていくという共助ということも感じられますね。

(広森先生)

施設や福祉事業所での経験というのは、そこで働いている人だけでなく、一般の方が、そういった施設等に協力をいただいて、そこで実習をすることも想定しているのですか。

(高齢福祉課長)

市民として、人に寄り添うといった経験を積んだ人が後見人になるべきではないかということです。かけはしであればそういう仕組みがありますが、障害者の施設や事業所での経験によって、そうした姿勢を育むための相当な経験が積めるのではないかと想定しており、そういった人が、実践研修などを経て、後見支援員になっていただくということです。

(清水先生)

無料であれば、職業として勤めている人が受講することはないのですか。

(高齢福祉課長)

基礎研修の対象は市民一般ですので、排除はできません。

(広森先生)

広く一般に募集して無料であれば、生活支援員の経験をしながら市民後見人になりたい人が何十人もいたときに、どのように選別していくのでしょうか。

(手島先生)

定員を決めないといけません。基礎研修も、定員も40～50人くらいではないでしょうか。一回講演を聞くだけで良いのなら100人以上応募があるかもしれませんが、10日も15日もあるとなれば、殺到することはないと思います。

福山市では、市長申立ての案件で、市社協が法人として後見人になるという候補者を、2件出す準備をしている段階です。広島市で言う常勤の成年後見専門員と、市民後見人の

講習を受けた人が一人ずつセットで予定しています。その人の話では、講習会で専門家から、後見人はすごく大変だとか、無報酬だけどきちんとしないといけないとか、様々な面で厳しく指導されて、とても緊張したと言っていました。こうした緊張感があるのが、本来あるべき姿だと思いました。

**（松本先生）**

親族後見を経験した人が、生活支援員を通過する必要があるのでしょうか。親族後見をして、一段落して、自分の経験を生かしたいという人もいるかもしれません。そういった人も取って生活支援員を経験させないと、後見支援員になれないのでしょうか。親族後見から後見支援員とか、そういったルートも設けてはどうかと思います。

**（高齢福祉課長）**

福祉事業所や生活支援員の経験は、第三者に対して何らかの支援をすることについてある程度の素養を積んでいただく趣旨で行うものです。親族後見をした人の中にはその経験を誰かに役立てたいという人がいるのではないかと考えて候補としています。そうした中で、親族後見の経験のみで、第三者後見にしているのかというと、もう少し条件を考えるべきではないかと考えて、施設や福祉事業所での経験と書いています。これは、第三者にサービスを提供するという経験を積むということなので、これに相当する条件を考える必要があるということです。

**（松本先生）**

いきなり市民後見候補者になるのならそうですが、一旦、後見支援員を経験させるのであれば、第三者に対する経験を積めるのではないかと思います。

**（清水先生）**

講習の単位の中で、この部分は最低限クリアする必要があると条件をつける方法もあります。

**（広森先生）**

市長申立てに代わる要件について、大阪市のような内容を考えるのであれば、法人後見で受けた案件が、市民後見人が受けるべき案件とイコールになるということですか。

**（高齢福祉課長）**

イコールとするかどうかは少し考える必要がありますが、大阪市の場合は、市民後見人が行う事案に関して要件設定をしており、これが今後の市民後見人の候補者が受ける案件にも極めて近いものになるのではないかと考えています。

**（広森先生）**

市民後見人が担う事案については、大阪の案件は適当だろうと思いますが、法人後見で受ける案件については、そういう縛りはない方が後見支援員の経験の場になるのではないかと思います。

**（高齢福祉課長）**

市社協が、法人として行うべき業務は何なのかを考えたときに、例えば、低所得者等の支援がベースになってくるなど、法人が担っている役割を考慮しながら、要件について考えていく必要があると思います。結果として、特に設けなくていいという結果になるかもしれませんが、いずれにしても検討する必要があると考えています。

(手島先生)

将来の市民後見人候補者と点線で囲っていますが、これがもう少し豊かになってきて、法人後見を受けている枠の中での後見支援員をどう養成するかにとどまっていたのが、その先に、やがて市民後見人という人が育ってきて、ひとり立ちできる人が出てきたときに、成年後見事業運営審査委員会のような組織が、大阪のようにバックアップをして、その条件でできる仕組みができたときに、市長申立てが法人後見に向けてだけではなく、市民後見人にも向く矢印ができることを想定して、こういう第二段階になるというのであれば、第三段階があることを示す必要があると感じました。そういう意味では、市社協の意思確認、検討の時間が必要だと思います。

その代替で言うと、今、市社協は、法人後見をかけはしの延長線上にある存在としています。だから、想定されている対象者は高齢者です。高齢者の判断能力が低下して、契約能力がなくなってきた人を、一定期間かけはしで支援してきた関係性の延長で後見をやるという、セットで考えていたと思います。それが、そうでないケースの入り口も設けるのであれば、スタンスが変わるわけですから、市の仕組みとしては、これでいいかもしれませんが、受ける社協側の理解とセットでないといけないと思います。

(松本先生)

どのくらいの期間で考えているのですか。

(高齢福祉課長)

少なくとも、平成26年度は予算を組んでいないので、検討を続けることになります。早くて平成27年度に第一段階の開始になると思います。次期高齢者施策推進プランが平成27年度からの3年計画となります。次期プランの中でどこまで書き込めるか、当然社会福祉審議会での議論の題材になりますし、市社協の方にも入っていただいているので、議論をいただきながら、決めていきたいと考えています。明確にいつからとは言えませんが、スケジュール感としては、平成27年から平成29年の間にどれだけ進めるかということ、次期プランの中に盛り込んでいきたいと考えています。

(松本先生)

具体的に、何年後に市民後見人ができると考えればよいのでしょうか。

(手島先生)

市民が参加した市民後見支援員が誕生するのはもっと早いと思いますが、一人立ちした市民後見人ということになると5年後ですね。

(広森先生)

後見支援員が、一定期間、専門員と一緒に後見支援員の活動をした後は、卒業して次の人に交代するのでしょうか。

(高齢福祉課長)

卒業してしまうとノウハウや知識の維持・向上は難しいと思います。大阪でも候補者名簿に載っている人に対し年9回ほど研修をしており、施設を見に行くなど、能力を維持するためのフォローをしていく必要があると思います。

(広森先生)

それは3カ年計画の中でも位置づけるのですか。

(高齢福祉課長)

3カ年計画は高齢施策全般の話なので、細かいところまでは書き込みませんが、将来の市民後見人として、家庭裁判所から選ばれるためには、何らかの実務経験を継続していくことは必要であると思います。

(手島先生)

障害者分野には、この事業を実現するために反映させていく計画はあるのですか。高齢者のためだけの施策なのかどうかという質問ですが。

(高齢福祉課長)

高齢者のためだけの施策ではありません。実際、第一段階で、施設や事業所での経験を入れたのは、障害者の方も想定しているからです。

(広森先生)

市民後見人として活動できそうな、これだと思う人がいた場合、市長申立ての場合に、候補者として名前を入れる方法は考えていないのですか。実際、市民後見が動くのが5年先というのではなく、最初の段階で光輝く人がいるかもしれないので、モデル的に名簿登録者として家裁へ出してみる方法もあるのではないのでしょうか。

(手島先生)

裁判所と市社協が、何によってその人が良いと確信できるかによると思います。その信頼を担保するために、結局5年間という期間がかかってしまうのではないかということです。裁判所は面接していないので、この人はこのようなコントロールを経てきたということ信用して選ぶかどうか考えると思うのですが、市社協も責任の一端を担って、法人として研修を受けた人を選ぶわけですから、この人は大丈夫だということについて確信を持つために、一定の期間が必要ということです。

ただ、そういう例外もあるという道を入れておく柔軟性はあってもいいと思いますね。

(松本先生)

そうなると、相談体制が重要になってくると思います。

(清水先生)

オンザジョブトレーニングを現場でやっていくなどの方法ですね。

(手島先生)

三士会の方が真摯に参加すれば、心配ないと思います。皆さん、組織として既に10年以上の経験があり、その蓄積はすごく大きく信頼できると思います。日本の第三者後見人を引っ張ってきた人たちがバックアップとして参加すれば、経験は申し分ありません。後は、急に参加できませんということにならないように条件だけ作れば、体制として大丈夫だと思います。弁護士、司法書士、社会福祉士それぞれに拘りがあり、これらがブレンドされて、あるべき道を切り開いていけると思うので、そのバックアップ体制がいかにとれるかが、キーになると思います。

(清水先生)

司法書士、弁護士、社会福祉士と、後見をしていても視点が違うと思うので、一人に任せるのではなく、それぞれ複数出して、何人かは専従のような形でつけて、いつでも相談ができる体制が必要になってくると思います。

(松本先生)

大阪市の仕組みの中で、相談の時間を設けて弁護士や司法書士が待機していますが、待機時間の費用は出しているのですか。

(手島先生)

もともと市民向けの相談事業があり、その枠を活用しているもので、市民後見人だけの相談を受けているわけではありません。市民法律相談の枠を活用して、市民後見人が相談に行くという形で、上手にやっています。

(清水先生)

司法書士の中で現実に後見を担っている人は120人程度ですが、その中でもある程度経験のあるメンバーを何人かピックアップして、いつでも相談を受けられる体制とそのため予算組みを検討する必要があると思います。

(高齢福祉課長)

市民後見は社会貢献であって、社会貢献のために集まっていただくという側面もあると思います。

(清水先生)

我々は職業人ですから、組織としてペイの部分はきちんと対応しておかないといけないです。

(西本先生)

現実には、実際に問題が出てきたときには、迅速な対応を求められると思います。そうになると、定期的に会合をもって、問題点を指摘して対応を相談する形だけではなく、現実に対応できる仕組みづくりが必要であると思います。

(清水先生)

大阪市では、相談に行ったらすぐ相談に乗ってくれるというイメージです。それならある程度、層をつくっておかないと、一人、二人ではなかなか対応しきれません。

(松本先生)

週3回くらい、曜日が決まっているはずですよ。

(手島先生)

それ以外に、事務局にある程度捌きができる常勤の事務職員がいるので、いつでも相談できるようになっています。三士会の人誰かが常にいるというよりは事務局職員が、しっかりしているのです。

(高齢福祉課長)

どうもありがとうございました。市民後見という問題を通じて、様々な職種の方に集まっていたいて議論できたことは、本当に貴重な機会だと考えております。

今後とも御協力を賜りますようお願い申し上げます。